

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	母子生活支援施設運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	30,941	0	0	47,657	0	-16,716
令和5年度	29,011	0	0	53,122	0	-24,111
増▲減	1,930	0	0	▲5,465	0	7,395

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	28,951	28,430
	市債＋一般財源	-24,479	-24,863
決算	事業費	23,569	28,603
	市債＋一般財源	-24,117	28,603

令和7年度	令和8年度	令和9年度
30,941	30,941	30,941
-16,716	-16,716	-16,716

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法23条に基づき、配偶者のいない18歳未満の子どもを養育している母子世帯又はこれに準ずる事業がある世帯を保護し、自立に向けた支援等を進めます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
入所世帯数	単位	目標	14	13	13	13	13	13
	世帯	実績	14	13	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	DV他、様々な事情から不安定な生活を強いられている母子世帯等を保護し、安全・安心な生活環境の中で自立のための援助を受けることで、社会復帰につなげていくための施設として運営します。							
背景・課題	みどりハイム：昭和23年児童福祉法施行に伴い、児童福祉施設「子安母子寮」として運営を開始し、現施設において入所する母子世帯等を保護し、自立促進のための支援を行う。また、本市唯一の母子生活支援施設として、区や関係自治体との情報共有や、支援における連絡体制の構築により、外国籍や市外からの入所受け入れ等も実施する。 旧いそごハイム：跡利用事業等検討中							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第23条、第38条、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条～第41条、横浜市母子生活支援施設条例							
根拠・データ等	【建物概要】 施設名 所在地 建築年度 建物構造 定員 ・みどりハイム 緑区東本郷 昭和64年（築32年） R C造3階建 20世帯 ・旧いそごハイム 磯子区岡村 昭和54年（築42年） R C造3階建 なし							
事業スケジュール								
事業開始年度	昭和23年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	みどりハイム運営事業	29,114	27,695	1,419	会計年度職員の報酬改定による
	2	旧いそごハイム管理事業	1,827	1,316	511	事業進捗による増
細事業合計			30,941	29,011	1,930	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 荒木 康太	岩崎 莉久
------------------------------------	-------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	三春学園	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童養護施設運営費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	272,351	0	0	230,218	0	42,133
令和5年度	261,888	0	0	219,875	0	42,013
増▲減	10,463	0	0	10,343	0	120

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	238,503	248,056
	市債＋一般財源	10,645	26,823
決算	事業費	239,238	237,475
	市債＋一般財源	14,732	225,696

令和7年度	令和8年度	令和9年度
261,888	261,888	261,888
42,013	42,013	42,013

事業概要 (アクティビティ)	・保護者のいない児童、虐待を受けた児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護します。(乳児を除く) ・施設退所者に対し、必要に応じて相談等の自立援助を行います。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
在籍者数	単位	目標	60	60	60	57	57	57	57
	人	実績	49	48					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
新規入所者数	単位	目標	12	12	12	12	12	12	12
	人	実績	15	7					

事業目的	1. 児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場の提供します。 2. 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童居住環境の改善に取り組みます。 3. 施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組むとともに、里親支援・地域支援の取り組みを強化します。
------	---

背景・課題	子どもたちを取り巻く環境の変化により、入所してくる子どもたちの抱えている問題も複雑化しています。児童が平穏な生活を行うため、施設や職員に求められる対応も多様化しています。加えて自立のための支援、退所後の相談等も複雑化しています。また、それらの問題に応える職員のスキルアップも課題となっています。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法・児童福祉施設最低基準、次世代育成支援対策推進法・児童虐待の防止等に関する法律・横浜市児童養護施設条例、規則
------------	---

根拠・データ等	【横浜市における児童虐待の対応状況】 <対応件数> H30：9,605件、R1：10,998件、R2：12,554件、R3：11,480件、R4：13,140件 【横浜市全体の月別入所状況（一時保護所）】 <延べ入所者数> H30：54,937人、R1：64,929人、R2：63,350人、R3：64,294人、R4：66,845人 <1日の平均入所者数> H30：150.5人、R1：177.4人、R2：173.6人、R3：176.1人、R4：183.3人 <入所率> H30：93.5%、R1：110.2%、R2：107.8%、R3：106.1%、R4：103.4%
---------	---

事業スケジュール	【開園】 昭和41年9月1日 【新園舎移転】 平成2年4月28日（大舎3寮） 【小舎増築】 平成19年4月1日（大舎3寮、小舎1寮） 【小規模グループケア増設】 平成24年4月1日（中舎3寮、小舎2寮） 【児童寮舎の居室を個室化に改修】 平成26年度～平成28年度（A、B、Cブロックの各6居室のうち4居室を個室化） 【小規模グループケア増設】 平成28年5月24日（小舎1寮） 【児童寮舎の居室を個室化に改修】 令和2年度（A、Bブロックの各2居室）、令和3年度（Cブロックの各2居室）、 【第三者評価受診】 令和5年度 第三者評価実施予定
事業開始年度	開園：昭和41年9月1日

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	施設事業費	86,009	87,586	▲1,577
2	施設管理運営費	186,342	174,302	12,040	
細事業合計		272,351	261,888	10,463	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	木村 知香枝	金子 隆行	福山 路子

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	向陽学園	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童自立支援施設運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	145,415	0	0	131,883	0	13,532
令和5年度	144,868	0	0	131,823	0	13,045
増▲減	547	0	0	60	0	487

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	143,223	146,742
	市債+一般財源	11,792	14,996
決算	事業費	102,335	126,194
	市債+一般財源	-7,789	22,428

令和7年度	令和8年度	令和9年度
144,868	144,868	144,868
13,045	13,045	13,045

事業概要 (アクティビティ)	法令に基づき、児童自立支援事業を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
在籍児童数	単位	目標	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人
	人	実績	最大在籍数20人	最大在籍数22人				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
家庭復帰・措置変更児童数	単位	目標	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人
	人	実績	家庭復帰等児童数7人	家庭復帰等児童数11人				
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。 ・不良行為等様々な事情背景を持つ児童が、心身とも健やかに成長し、社会において自立して生活できるようになる効果を期待します。 							
背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児童の増加及び児童養護施設等からの措置変更、一時保護所定員超過による児童の受け皿としての重要な役割を担っています。横浜市の児童虐待の対応件数は増加傾向が続いており、向陽学園に措置される児童の8割以上が被虐待児です。そうした被虐待児童に加え、発達障害により他者との関係性がうまく築けない児童、性被害・加害や暴力行為等で児童養護施設等他施設では受け入れ困難な児童、児童精神科への受診を要する児童を受け入れています。特に中卒時の進路先調整や家庭復帰に向けた調整がますます重要になっており、学園職員と分校教員の連携がこれまで以上に求められています。 ・老朽化した児童寮の計画的な修繕と施設機能強化について 現在の児童寮は、昭和55年の大規模改築以降は小破修繕のみ行ってきたため児童の生活環境が悪化しています。このため、家庭的養育により適した寮生活が送れるよう、小規模で個々の児童に対応できる生活空間が必要であり、新たなニーズに対応していくための機能強化が急務となっています。 							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第27条、第44条(昭和22年12月12日 法律第164号) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日 条例第50号) 横浜市児童自立支援施設条例(昭和33年10月 条例第23号) 横浜市児童自立支援施設規則(昭和33年12月 規則第74号)							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数27人で積算(前年同人数) 内訳：小学生2人、中学生22人、中卒児童3人 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年9月：地方自治法一部改正により、政令指定都市に設置が義務付けられる。 ・昭和34年1月：横浜市教護院条例施行 ・平成10年4月：児童福祉法改正により、「教護院」から「児童自立支援施設」となり、入所対象児童について「非行児童」に加えて「生活指導を要する児童」が追加となる。 ・平成23年4月：公教育の導入(横浜市立新井小学校桜坂分校及び横浜市立新井中学校桜坂分校を園内に開設) ・平成29年度：普通寮3寮、中卒児童寮1寮の体制となり現在に至る。 							
事業開始年度	昭和33年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
		1	児童自立支援施設運営事業	145,415	144,868

	細事業合計	145,415	144,868	547	
--	-------	---------	---------	-----	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	開地 秀明	福井 寛	山本 美香子

令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	地域療育センター運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	4,140,418	161,734	25,272	100	0	3,953,312
令和5年度	3,921,863	121,781	59,600	125	0	3,740,357
増▲減	218,555	39,953	▲34,328	▲25	0	212,955

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	3,370,686	3,488,653	4,347,615	4,347,615	4,347,615
	市債＋一般財源	3,284,316	3,409,618	4,121,124	4,121,124	4,121,124
決算	事業費	3,324,050	0			
	市債＋一般財源	3,247,264	0			

事業概要 (アクティビティ)
 方面別に市内8箇所に設置する地域療育センター等において、0歳から小学校期までの、障害のある又はその可能性のある児童を対象に、療育に関する「相談」、「診断・評価」、「集団療育」等を行います。
 また、地域の保育所・幼稚園・小学校等を対象に、巡回訪問等による療育に関する技術的支援を行うなど、地域支援を実施します。

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
「ひろば事業」の延べ利用児童数	単位	目標	-	2300	5400	16000	16000	16000	16000
	人	実績	2262	2551	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
「ひろば事業」の保護者アンケートによる満足度	単位	目標	-	-	98	98	98	98	98
	%	実績	-	-	/	/	/	/	/

事業目的
 障害のある又はその可能性のあるお子さんが、個々の特性に応じて健やかに成長し、充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、保護者の不安や心配事の解消・軽減につながるよう支援します。
 ・地域の障害児支援の拠点として、保護者や関係機関からの相談に対応します。
 ・医療や福祉の専門スタッフが障害像を正しく把握し、保護者の理解のもと、適切な支援計画を策定します。
 ・年齢や障害に応じてお子さんの発達を促すことができるよう、児童発達支援センター児童発達支援事業所において集団療育等を行います(未就学児のみ)。
 ・理学療法や作業療法等が必要なお子さんを対象に、専門スタッフによる指導・訓練を実施します。
 ・障害児等を受け入れている地域の保育所や幼稚園、小学校でこどもの特性に応じた適切な支援ができるよう、技術的支援を行う巡回訪問等による支援を実施します。

背景・課題
 近年、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児は増加しています。また、個々のニーズは多様化しており、それに適した療育を受けられるよう体制を強化する必要があります。さらに、地域療育センターを中心とした、障害児への支援に係る関係機関との連携が求められています。

根拠法令・方針決裁等
 児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱、「障害児地域総合通園施設構想(昭和59年4月)」

根拠・データ等
 ・新規利用申込数(未就学児・学齢児)
 <実績推移> 2年度4,791人、3年度5,898人、4年度5,945人、5年度5,945人(見込)、6年度5,945人(見込)
 ・児童発達支援利用児童数 ※5/1時点(未就学児)
 <実績推移> 2年度919人、3年度943人、4年度997人、5年度959人、6年度997人(見込)
 ・診療件数(未就学児・学齢児)
 <実績推移> 2年度78,436件、3年度84,894件、4年度83,195件、5年度84,000件(見込)、6年度84,000件(見込)

事業スケジュール
 ・昭和60年度：事業開始(南部地域療育センター開設)
 ・平成19年度：学校支援事業開始
 ・平成22年度：南部及び北部センターに児童発達支援事業所開設(以降、平成25年度までに全センター開設完了)
 ・平成25年度：よこはま港南地域療育センター開設(地域療育センター整備完了※市内8か所)
 ・令和5年度：北部、西部及び東部地域療育センターにて初期支援実施、他6センターで令和6年度事業開始に向けた準備
 ・令和6年度：南部、戸塚、中部、あおば、港南及びびりハセンターにて初期支援実施

事業開始年度
 昭和60年度

(単位：千円)

細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
細事業(事業内訳)	1 南部地域療育センター運営事業	492,447	478,675	13,772	初期支援の充実及びきょうだい児預かりの委託実施による増
	2 地域療育センターあおば運営事業	421,334	353,010	68,324	初期支援等の充実及び電子カルテシステム導入による増
	3 戸塚地域療育センター運営事業	532,877	467,064	65,813	初期支援の充実による増
	4 東部地域療育センター運営事業	568,444	575,106	▲6,662	事業所の増設等による増

細事業(事業内訳)	5	西部地域療育センター運営事業	517,900	519,393	▲1,493	きょうだい児預かりの委託実施による増
	6	よこはま港南地域療育センター運営事業	421,749	419,182	2,567	初期支援の充実による増
	7	総合リハビリテーションセンター児童発達支援事業	147,192	124,906	22,286	初期支援の充実による増
	8	北部地域療育センター運営事業	514,892	476,879	38,013	きょうだい児預かりの委託実施及び電子カルテシステム導入による増
	9	中部地域療育センター運営事業	523,583	507,648	15,935	初期支援の充実及び電子カルテシステム導入による増
	細事業合計		4,140,418	3,921,863	218,555	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	高島 友子	枇榔 直子	高橋 るな